

船舶事故調査報告書

平成26年1月30日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成25年8月11日（日） 10時00分ごろ
発生場所	岡山県玉野市宇野港 宇野港田井第5号灯標から真方位208° 175m付近 （概位 北緯34° 29.9′ 東経133° 57.9′）
事故調査の経過	平成25年8月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート まさてい一号、1.2トン 253-27867岡山、個人所有 5.76m (Lr) × 1.96m × 1.01m、FRP ガソリン機関、51.5kW、平成14年4月 B 水上オートバイ ポチ5号、0.1トン 271-35229岡山、個人所有 2.51m (Lr) × 1.05m × 0.43m、FRP ガソリン機関、106.65kW、平成14年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 31歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成23年3月24日 免許証交付日 平成23年3月24日 （平成28年3月23日まで有効） B 船長B 男性 32歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成19年6月21日 免許証交付日 平成24年6月20日 （平成29年6月20日まで有効） 被引浮体搭乗者 男性 32歳
死傷者等	A なし B なし 浮体 重傷 1人（被引浮体搭乗者）
損傷	なし
事故の経過	A船は、船長Aほか同乗者4人が乗り組み、宇野港において、約2～

	<p>3ノット (kn) の速力 (対地速力、以下同じ。) で手動操舵によって北進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、長さ約10mのトーイングロープにより、搭乗者を乗せた被引浮体 (以下「バスケット」という。) をえい航して約10knの速力で遊走中、A船左舷側の至近で左旋回したところ、バスケットが右に振られ、平成25年8月11日10時00分ごろ、宇野港田井第5号灯標から真方位208°175m付近において、A船の左舷船首部とバスケットとが衝突した。</p> <p>搭乗者は、バスケットが右に振られたときに身体がA船の左舷船首に接触し、A船に救助されて玉野市日之出公園前の海岸に向かい、救急車及びヘリコプターで病院に搬送され、脳挫傷、右多発肋骨骨折、右上腕打撲等と診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>船長A、船長B及び搭乗者は、共に友人8人とA船及びB船を使用して日之出公園沖でマリレジャーを楽しんでいた。</p> <p>バスケットは、ゴムチューブ製であり、幅約1.5m及び高さ約0.5mのドーナツ型浮体であった。</p> <p>搭乗者は、Tシャツ及び海パン姿で救命胴衣を着用し、バスケットの中央に座り、両手でグリップを握っていた。</p> <p>船長Bは、A船左舷側の至近で左旋回する際、バスケットも無事に旋回するものと思っていた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A なし、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は宇野港で北進中、B船はバスケットをえい航して遊走中、船長Bが、A船の至近で旋回する際、バスケットも無事に旋回するものと思い、A船左舷側の至近で左旋回したことから、バスケットが右に振られ、搭乗者がA船の左舷船首に接触して負傷したものと考えられる。</p> <p>バスケットは、右に振られてA船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、宇野港において、A船が北進中、B船がバスケットをえい航して遊走中、船長BがA船左舷側の至近で左旋回したため、バスケットが右に振られ、搭乗者がA船の左舷船首に接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搭乗者を乗せた遊具をえい航して遊走する場合、船舶が存在する付近では旋回しないこと。